

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、早めの判断と共に、学校と家庭と地域、中学校区の連携をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 1 全ての気象情報（特別、暴風、大雨、洪水、暴風雨、大雪）のいずれかの警報発表時における休業及び登下校について

### (1) 児童が登校する前に、警報が発表された場合

- ① 午前6時30分前までに解除された場合は、安全に気を付け、平常通り登校する。
- ② 午前6時30分までに解除されなかった場合は、自宅待機とする。
  - i) 午前10時までに警報が解除された場合は、解除後2時間後に授業を開始する。
  - ii) 午前10時に警報が継続中であった場合は、休業とする。

※上記の場合でも、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、登校させない。その際は、その状況を学校に必ず連絡する。

### (2) 児童の登校後に警報の発表が予想される場合

- ① 児童の登校後に警報の発表が予想されるなど、今後の気象状況や交通や道路、河川の状況等を判断して、警報発表前に自宅待機とする場合がある。

### (3) 児童が登校してから、警報が発表された場合

- ① 警報が発表された場合は、児童を学校に待機させる。
- ② 児童の下校は、原則、警報解除後とする。
  - ・気象状況や交通や道路、河川の状況、児童の居住地等の安全を確認し、児童が安全に帰宅できると認めた場合は、授業を打ち切り、速やかに下校させる。
  - ・児童の下校は、保護者への引き渡しを原則とする。
  - ・保護者への引渡ができない場合は、学校で待機させる。
- ③ 児童の自宅への到着確認を確実に行う。

- ・引き渡しの場合、学校での引き渡し、または、教職員の引率の集団下校による地域での引き渡し等、その状況によって判断する。
- ・学校の休業や授業の打ち切りをする場合、給食について考慮しない。警報解除後の登校など、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施し、早めに下校させる。
- ・児童を学校に長く待機させ、食事を取らせる必要がある場合は、非常食を支給する。

## 2 各種注意報（大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷など）が発表された場合について

- ① 登校時に発表されている場合、安全に気を付けて登校する。
  - ・ただし、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、その状況を確認したうえで、登校させないこともある。
- ② 気象状況や校区の実情を把握し、児童の安全を考慮して、自宅待機や学校待機、授業の打ち切り等の措置をとる場合もある。
  - ・警報や注意報が発表されていなくても、安全を第一に考えた場合、緊急に登校を見合わせたり、引き渡しの下校にする等の措置をとることがある。

## 3 その他の対応について

- ・放課後児童クラブの対応は学校と同じとする。緊急の下校時や休業時は、放課後児童クラブで子どもを預からない。
- ・上記に関わる連絡は、スマート連絡帳で行う。なお、スマート連絡帳については、全会員の加入を原則とする。
- ・洪水については、「ぎふ川と道のアラームメール」の情報を参照する。

この対応については、今後変更するかもしれません。その際は、すみやかにお知らせします。